

トランクルーム一時使用約款 本編

〈 第 1 条 〉 トランクルーム一時使用契約の趣旨

甲及び乙は、乙が甲に対し、一時使用として提供する表記「1、トランクルームの表示」記載のトランクルーム（以下、「本件トランクルーム」といいます）を、甲が所有する動産の保管場所として賃借するものであり、当該トランクルームが借地借家法の適用のある建物に該当しないことを互いに確認します。

〈 第 2 条 〉 契約の締結及び引渡し

甲は、乙指定の申込方法を用いて本一時使用約款を確認し、乙が承諾した上で、本人確認・鍵の引き渡しの完了をもって、トランクルーム一時使用契約（以下、「本契約」といいます）の締結とし、本トランクルームの使用料は、本トランクルーム申込書に記載のとおりとします。

〈 第 3 条 〉 契約期間

- (1)、本契約に基づく契約期間は、契約月の末日迄とし、その後1ヶ月単位の自動更新とする。
- (2)、甲又は乙により、書面にて契約更新終了の意思表示がなき場合には、本契約は従前と同一条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とします。

〈 第 4 条 〉 月額賃料等

- (1)、本件トランクルームの月額賃料は記載通りとし、乙が指定する保証会社（株式会社ジェイリース）の規定により、甲は、前月26日（休祝日の場合は翌営業日）に翌月分を甲が指定する銀行口座から自動引落しの方法により引落手数料を含め支払うものとし、
- (2)、本契約が月の途中で終了したとしても、1ヶ月分の賃料について日割り計算はせず、甲は、乙に対し、月額賃料等（記載のとおり）を支払うものとし、
- (3)、契約期間中であっても、諸物価、公租公課、付近同様の本物件賃料等の比較により賃料の増額の変更を必要とする場合は、改定することができる。
- (4)、振替不能の場合、丙の契約規定に準ずる（詳細は別紙丙との契約書とおり）

〈 第 5 条 〉 保証会社への保証委託料

- (1)、甲は本契約と同時に、保証委託料の金額を乙へ一時預託する。

〈 第 6 条 〉 使用目的及び範囲

- (1)、甲は、本件トランクルームを動産の保管場所として使用するものとし、その他の目的では使用しないものとし、
- (2)、甲は、本件トランクルーム内部のみを使用するものとし、本件トランクルーム外部には一切の物品を置かないものとし、

〈 第 7 条 〉 管理責任

- (1)、乙は、甲が本件トランクルーム内に保管した動産について管理責任を負うものではなく、保管物の罹災（漏水を含む）、盗難、汚損、破損、品質低下、カビ、黄ばみ等の損害が発生した場合、乙は、甲に対して、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任をおわないものとし、
- (2)、甲は毎月一回以上、物件の扉を開け、収納物の点検をしなければならない。
- (3)、非常時の避難通路の確認を各自必ず行うものとする。

〈 第 8 条 〉 使用注意義務

甲は本件トランクルームを善良なる管理者の注意をもって使用し、乙が別途定める《注意事項》を遵守するものとし、

〈 第 9 条 〉 保管対象動産の制限

甲は、次に掲げる動産を本件トランクルーム内に搬入又は保管をしないものとし、

- ① 宝石、貴金属、現金、有価証券その他の高価物、権利又は事実を証明する文書並びにこれらに準ずるもの
- ② 書画、骨董品、勲章、美術品、その他、甲に於いて重要性の高い書類・各種データ・日記・写真等
- ③ 設計図書、マイクロフィルム、コンピューターソフト又は磁気テープ
- ④ 揮発性を有するもの、爆発物その他の危険物
- ⑤ 動物、植物等の生物
- ⑥ 臭気を発するもの、腐敗変質しやすいもの、不潔なもの又は本件トランクルームを汚損、毀損するおそれのあるもの
- ⑦ 各種法令により保管できないもの（遺骨等を含む）又は公序良俗に反するもの
- ⑧ その他保管に適さないと判断されるもの

〈 第 10 条 〉 禁止事項

甲は、次に掲げる行為をしないものとします。

- ① 乙の書面による同意なく本件トランクルームの模様替え又は造作の新設など現状を変更すること
- ② 本件トランクルームの使用権の全部又は一部を譲渡、転貸又は担保に供すること
- ③ 本件トランクルームの全部又は一部を名義の如何を問わず、第三者に使用させること
- ④ 本件トランクルームの内外及び敷地内に看板、掲示板、広告、その他の標識などを設置、添付又は記入すること
- ⑤ 他のトランクルーム利用者の利用を妨害すること又は共用部分を独占的に使用もしくは占有すること
- ⑥ 本件トランクルームを住居、事務所又は店舗として使用すること
- ⑦ 本件トランクルーム内に滞在もしくは宿泊すること又は本件トランクルーム内で喫煙もしくは飲食すること
- ⑧ 物件所在地に収納物搬入出以外の目的で車両を駐車すること
- ⑨ 物件所在地にて大声騒音等を発し、近隣に不快感を与える恐れのある行為、又は与える行為

〈 第 11 条 〉 損害賠償義務

甲は、甲又はその家族、従業員その他甲の指揮監督下にある者の故意又は過失により、本件トランクルームを汚損、破損その他の損害を与えた場合には、甲の責任と負担においてその損害を賠償するものとし、乙以外の第三者に損害を与えた場合も同様とします。

〈 第 12 条 〉 点検

乙は、本件トランクルームの安全確保のため等必要がある場合には、甲の事前の承諾なく、本件トランクルームを開錠し、本件トランクルームの内部を点検することができるものとします。

〈 第 13 条 〉 連絡先と受領代理

- (1)、甲及び連帯保証人、緊急連絡先人は、表記の記名押印欄に表示されている氏名、住所、電話及び F A X 番号を連絡先とします。
- (2)、甲又は連帯保証人、緊急連絡先人が前項の連絡先を変更した場合には、乙に対し、直ちに、書面により通知するものとします。
- (3)、甲は下記日本レンタルボックス協会に対し、本契約に基づき乙が甲に対して行うすべての意思表示を受領する権限を付与するものとし、甲は本契約締結中はこの受領の権限の付与を撤回できないものとします。

記

名 称 一般社団法人日本レンタルボックス協会

住 所 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-28-9-501

電話番号 03-5577-4834 F A X 番号 03-5577-4835

(4)、乙は、本契約に基づき甲に対し通知する場合には、甲の連絡先（書面による変更後は、変更後の連絡先）に通知するものとします。乙は、甲に通知が届かなかった場合には、日本レンタルボックス協会に対して通知を行うものとします。

(5)、日本レンタルボックス協会が名称、住所、代表者、電話又は F A X 番号（以下「名称等」といいます）を変更した場合には、日本レンタルボックス協会は、変更後の名称等を、ホームページ（URL://www.rentalbox.org）上に表示するものとします。名称等を変更した後においては、乙は、名称等を変更したレンタルボックス協会に前項の通知を行うものとします。

〈 第 14 条 〉 通知義務

(1) 甲及び連帯保証人、緊急連絡先人は、次の各号の 1 つでも該当する事由が生じた場合には書面により直ちに乙に通知するものとします。

- ① 甲及び連帯保証人、緊急連絡先人の氏名、住所、電話、F A X 番号又は勤務先等の事項につき変更が生じたとき
- ② 甲が本件トランクルームを汚損又は破損したとき
- ③ 甲及び連帯保証人、緊急連絡先人について第 18 条各号に該当する事由が生じたとき
- ④ 甲及び連帯保証人、緊急連絡先人の商号又は経営に重要な変更が生じたとき

(2) 乙から甲への連絡、通知及び意思表示は、甲が乙に届け出た住所に宛てた書面の郵送によって行う場合にはその発送をもって、甲が乙に届け出たメールアドレスに宛てたメールによる場合にはそのメール発信をもって、それぞれ有効に甲に到着したものと見なし、甲はこれを受信しなかった場合にも異議を述べることはできません。

〈 第 15 条 〉 解約

(1)、甲は、乙に対して、1 ヶ月前、解約月の前月末日迄に、書面による予告をもって、本契約の解約申入れをすることができるものとします。但し、甲は、この場合でも、解約予告日の翌月 1 ヶ月分の賃料を支払うものとします。

(2)、甲は、前項の書面による予告に代えて、翌月 1 ヶ月分の使用料相当額を乙に支払うことにより、即時に本契約を解約することができるものとします。但し、甲に未払い賃料がある場合には、甲は、翌月 1 ヶ月分の使用料相当額に未払い賃料を加えた額を支払った場合に限り、即時に本契約を解約することができるものとします。

(3)、乙都合による契約の解除の場合、1 か月の猶予をもって甲に書面による予告をしなければならない。

〈 第 16 条 〉 契約の失効

(1)、天災地変、火災又は盗難等乙の責に帰し得ない事由によってトランクルームを使用することができなくなった場合は、本契約は、当然に将来に向かってその効力を失うものとします。

(2)、トランクルームの全部又は一部が公用収用、都市計画その他行政処分による収用もしくは関係官公署の使用制限を受けた場合は、本契約は、当然にその効力を失うものとします。

(3)、本条の規定により本契約が失効した場合には、甲は、乙に対し、違約金、立退料その他いかなる名目においても金銭その他の請求をしないものとします。

〈 第 17 条 〉 滞納

甲が賃料その他本契約に基づく債務の支払いを滞納した場合において、その額が 1 ヶ月分以上に達した場合、乙は直ちに本契約を解除することができる。

〈 第 18 条 〉 契約の解除

甲について、次の各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、乙は、何らの通知又は催告なしに、直ちに、本契約を解除できるものとします。

- ① 月額賃料の支払いを 1 回でも怠ったとき
- ② 支払い停止したとき、又は手形、小切手を不渡りにしたとき
- ③ 仮差押、仮処分、強制執行、競売などの申立てを受けたとき
- ④ 会社整理、特別清算、破産、民事再生、会社更生、産業再生、事業再生 ADR の申立てを受け、又はこれらも申立てがあったとき、あるいは、振出小切手及び振出手形が不渡りになったとき
- ⑤ 公租公課を滞納し、もしくは滞納処分を受け、又は滞納処分を受くべき事由が生じたとき
- ⑥ 営業の停止、解散の決議をし、又は官公署から営業停止、その他の業務継続不能の処分を受けたとき
- ⑦ 営業が相当悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- ⑧ 後見開始もしくは補佐開始の審判を受けたとき、又は逃亡、失踪もしくは刑事上の訴迫を受けたとき、及び刑事事件に拘わるなどの信用失墮行為をしたとき
- ⑨ 死亡したとき
- ⑩ 本契約以外の乙に対する金銭債務の支払を 1 回でも怠ったとき
- ⑪ 乙が通常の手続きを用いて甲の自宅電話(携帯電話含む)・緊急連絡先・勤務先に連絡しても 10 日以上甲と連絡が取れないとき
- ⑫ 甲の報告による乙の認識済み住所に、電気、ガス、水道の契約状況若しくは郵便物の状態などから、通常の生活を営んでいないと予測又は確認できたとき
- ⑬ 住所不明により 1 ヶ月以上、新住所の連絡がなく確認が取れないとき
- ⑭ 暴力団又は犯罪組織の構成員又は準構成員であると認められたとき、暴力団又は犯罪組織の構成員又は準構成員と認められる者のために本物件を使用したとき、及び捜査機関から物件の捜査を受けたとき
- ⑮ 本契約の条項又は乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき

〈 第 19 条 〉 契約の終了と明け渡し

(1)、本契約が終了した場合には、甲は、直ちに、本レンタルボックスを清掃の上、原状に復し、乙に対して明け渡すものとします。

(2)、甲が前項の明け渡しをする場合には、甲は乙に対し、本レンタルボックスの鍵及び乙より貸与を受けているすべての物品を返還するものとします。

(3)、契約期間満了、解約もしくは契約の解除等により本契約が終了したにもかかわらず、甲が第 1 項に規定されている明け渡しをしない場合には、甲は、乙に対し、本契約終了の日の翌日から明け渡し完了に至るまで、賃料相当額の 2 倍の金銭を支払うものとします。

(4) 本契約の解約（解除含む）後、若しくは本契約条項の 1 つでも違背した場合、乙は何等催告なく甲の物件に於いて、第 20 条で規定する譲渡担保の実行の一環として、破たんのうち物件内の確認・収納物の移動及び収納物の有無問わず施錠することができ、甲は何等の責を乙に請求しない。

〈 第 20 条 〉 集合物譲渡担保の予約

本契約に基づく、甲が将来負担する一切の債務の担保として、甲は収納物に対して乙を予約権利者とし、占有改定によりそれを譲渡する事を内容とした、集合物譲渡担保の予約を締結する。

(1)、同集合物譲渡担保契約の極度額は 30 万円とし、債券の範囲は甲が本契約に基づく乙への、固定費用遅延を含む一切の債務とする。

(2)、本契約 18 条に記載の事由に 1 つでも違背した場合は、乙は甲に対し、予約完結の意思表示をすることができる。但し、第 18 条⑫項、⑬項の場合、甲は、事前に予約が完結される事を予め承諾する。

〈 第 21 条 〉 集合物譲渡担保の実行等

乙は、第 20 条 (2) 項の予約完結権の行使が行われた後、物件内の動産類を、任意の方法により売却、処分することができる。その発生した代金は、甲の乙に対する債務（処分費用含む）に充当する事ができ、余剰があれば甲に返還する。

〈 第 22 条 〉 契約終了後の保管対象動産の移動及び処分

(1) 甲が本契約終了後、第 19 条 (1) 項に定める現状回復義務を果たさない場合には、甲は、乙が本トランクルーム内に残置された物品（以下、「残置物」といいます）を乙が定める場所に移動することをあらかじめ委任するものとします。但し、乙は、その選択により、残置物を本トランクルーム内に残置することもできるものとします。

(2) 甲の代わり乙が残置物を乙が定める場所に移動した場所には、乙は、甲に対し、移動日及び移動場所を、通知するものとします。

(3) 乙が第 1 項に基づき残置物を乙が定める場所に移動後 3 か月を経過しても甲が残置物の引取をしなかった場合には、甲は残置物の所有権を放棄するものとし、乙において自由に処分することに異議はないものとします。乙が第 1 項但書により、残置物を本トランクルーム内に残置することを、した場合において、本契約終了後 3 ヶ月が経過した場合も同様とします。

〈 第 23 条 〉 専属的合意管轄

甲は、本契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店を管轄する地方裁判所を唯一の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

〈 第 24 条 〉 約款の保管

甲及び乙は、自己の責任と負担において、本契約約款を保管するものとする。

〈 第 25 条 〉 特約

表記「特約事項」記載の特約は本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面で甲、乙が合意しなければ効力はないものとします。

〈 第 26 条 〉 鍵（入退室セキュリティーカード及び個室ダイヤルキー）

(1)、乙は甲に対し本件トランクルームの入退室セキュリティー鍵を無償で渡すものとし、甲は ここの鍵を複製することができないものとします。

但し、紛失破損等による場合再発行料費用 ¥ 3,000+税を申し受けます。

(2)、甲は、本件トランクルームに乙が設置した以外の鍵を取付けたり、乙が設置した鍵を取り換え たたりしないものとします。

(3)、個室ダイヤルキーの暗唱番号不明時のリセットについては出張費用 ¥ 5,000+税の有償とします。

(4)、入退室セキュリティーカードは解約退室直後に専用封筒に入れ、乙まで返送するものとします。返送が遅れた場合は 1 ヶ月賃料と同額の損害金を申し受けます。